

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書 平成 30年 7月 30日 愛 知 県 知 事 殿 提出者 住 所 瀬戸市共栄通2丁目83番地の1 氏 名 東海設備工業株式会社 代表取締役社長 浅野政司 電話番号 0561-82-6611 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	東海設備工業株式会社 本管部
事 業 場 の 所 在 地	瀬戸市矢形町101番地
計 画 期 間	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	08：設備工事業
②事 業 の 規 模	元請完成工事高：660百万円
③従 業 員 数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガス管理設工事及びガス管理設跡舗装復旧工事 埋設工事 道路掘削：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石、再生アスファルトとして再資源化 舗装工事 掘削工：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石、再生アスファルトとして再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本管部 本管部長 (廃棄物処理総括責任者) 本管部長代理 (産業廃棄物管理責任者) 本管課長 (産業廃棄物管理担当者) 工事現場管理担当者 下請会社			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (平成29年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック
	排 出 量	1, 2 1 6 t	4 t
	(これまでに実施した取組) ・ 非開削工法の推進。 ・ 新工法の導入。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック
	排 出 量	1, 1 5 0 t	4 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 新工法、新工具の導入を進め、掘削量の削減に取り組む。 ・ 発注者との事前調整を行うことによって、発生量の削減に取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 保管場所を決め、それぞれ分別して保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック
		全 処 理 委 託 量	1, 1 5 0 t	4 t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2 7 5 t	4 t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 1 5 0 t	4 t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
		(今後実施する予定の取組) ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 ・ 優良認定処理業者への委託検討を行う。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。